

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第1回 立憲主義の基本原則

1. 日本国憲法の基本原則

- 憲法の目的は、国家権力を制約することにより、個人を最大限に尊重できる社会をつくり、もって、各人の幸福追求を実現することにある。
- 人権尊重主義（基本的人権の尊重）、国民主権主義、平和主義の3つが、日本国憲法の三大原則である。
- 補助的原則として、権力分立主義、法治主義、法の支配などが考えられる。

2. 権力分立

- 国家権力が単一の国家機関に集中している場合、国家がひとたび人権を侵害しようとするれば、その被害は甚大である。そこで、近代立憲主義憲法の多くは、国家権力をその性質に着目していくつかに分類し、それぞれを別の機関に担当させ、相互に抑制と均衡を図らせ、全体として国家権力が公正に行使されるようにしている。

3. 法治主義と法の支配

- 国家権力が国民を統治する際には、必ず国会で制定された法律によらなければならない（形式的法治主義）。
- 国会が法律を制定する際には、必ずその内容が憲法に抵触しないようにしなければならない（法の支配）。

4. 立憲主義の意義と変遷

- 立憲主義（constitutionalism）とは、国家の権力行使は憲法に基づいて行われなければならないとする政治原理である。

- ・ 市民革命以後の近代立憲主義においては、国家による干渉はできるだけ少ないほうがよいと考えられた。国家の役割としては、警察や防衛等の必要最小限度のみが求められ、人権は、自由権を中心に考えられていた。
- ・ 資本主義の高度化に伴い、さまざまな弊害が顕在化した。それを解消するために、国家が積極的に国民生活に関与することが求められるようになった。

Quiz

Q1-1 権力分立に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

1. アメリカでは、国会議員と執行府の長の双方が国民によって直接選挙されるが、権力分立の趣旨を徹底するために、大統領による議会の解散と議会による大統領の不信任のメカニズムが組み込まれている。
2. 政党が政治において主導的役割を演じる政党国家化が進むと、議院内閣制の国では議会の多数党が内閣を組織するようになり、内閣不信任案の可決という形での議会による内閣の責任追及の仕組みが、一般には、より実効的に機能するようになった。
3. 伝統的には、議会の立法権の本質は、国民に権利・利益を付与する法規範の制定であると考えられてきたが、行政国家化の進展とともに、国民の権利を制限したり義務を課したりするという側面が重視されるようになった。
4. 一般性・抽象性を欠いた個別具体的な事件についての法律（処分的法律）であっても、権力分立の核心を侵さず、社会国家にふさわしい実質的・合理的な取扱いの違いを設定する趣旨のものであれば、必ずしも権力分立や平等原則の趣旨に反するものではないとの見解も有力である。
5. 君主制の伝統が強く、近代憲法制定時に政府と裁判所とが反目したフランスやドイツでは、行政権を統制するために、民事・刑事を扱う裁判所が行政事件も担当してきた。

(平成 25 年度行政書士試験)

Q1-2 次の文章は、「法の支配」に関するものである。A から D までの各空欄に、後記 1 から 8 までの中から適切なものを補充して、文章を完成させなさい。

「法の支配」の原型は、中世における「古き良き法」の優位の思想から生まれ、英米法の根幹として発展してきた。古典的には「法の支配」とは専断的な国家権力の支配、すなわち「[A] 支配」を排斥し、権力を法で拘束することによって、国民の権利・自由を擁護することを目的とする原理である。

「法の支配」の原理にいう「法」の観念が問題となる。それは、議会が一定の手続に従って制定したという形式的要件だけではなく、その内容が「理にかなっている」ものでなければならないという実質的要件を含む観念である。法の支配という場合の「法」とは [B] の思想と固く結びついているものであり、権威主義的な法概念ではなく、民主主義的な法概念である。

日本国憲法も、「法の支配」の原理に立脚しているといえる。それは、憲法の最高法規性の明確化、[C] 人権の保障、適正手続の保障、[D] に見られるような司法権の拡大強化、そして裁判所の違憲審査権の確立からみて明らかである。

1. 神の
2. 憲法第 76 条第 2 項後段の行政機関による裁判の全面的禁止
3. 憲法第 11 条及び第 97 条に規定されているように、理念として「不可侵」である
4. 権力分立
5. 人の
6. 憲法第 76 条第 2 項前段の特別裁判所の設置の禁止
7. 基本的人権
8. 憲法第 12 条に規定されているように「常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」

(平成 19 年司法試験)